

令和4年長浜市議会定例会

令和5年6月定例会月議会

## 議案書

- 3 令和5年度長浜市一般会計補正予算（第3号）
- 27 長浜市税条例の一部改正について
- 31 長浜市印鑑条例の一部改正について
- 32 長浜市農業集落排水処理施設条例の一部改正について
- 33 長浜市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について



令和5年度長浜市一般会計補正予算（第3号）

令和5年度長浜市一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,074,660千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ54,709,160千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和5年6月5日提出

長浜市長 浅見 宣義

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14 国庫支出金		7,475,139	964,903	8,440,042
	2 国庫補助金	1,702,910	964,903	2,667,813
15 県支出金		4,079,316	7,859	4,087,175
	2 県補助金	1,509,503	5,793	1,515,296
	3 県委託金	370,084	2,066	372,150
18 繰入金		3,442,445	△199,154	3,243,291
	1 基金繰入金	3,378,397	△199,154	3,179,243
20 諸収入		1,218,826	25,052	1,243,878
	5 雑入	1,134,554	25,052	1,159,606
21 市債		1,222,700	276,000	1,498,700
	1 市債	1,222,700	276,000	1,498,700
歳入	合計	53,634,500	1,074,660	54,709,160

## 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		5,736,584	10,100	5,746,684
	1 総務管理費	4,892,232	10,100	4,902,332
3 民生費		21,074,187	395,196	21,469,383
	1 社会福祉費	11,013,542	393,700	11,407,242
	2 児童福祉費	8,335,423	0	8,335,423
	3 生活保護費	1,725,222	1,496	1,726,718
6 農林水産業費		2,265,716	25,000	2,290,716
	1 農業費	2,081,756	25,000	2,106,756
	2 林業費	179,252	0	179,252
7 商工費		1,007,232	215,596	1,222,828
	1 商工費	1,007,232	215,596	1,222,828
8 土木費		4,753,707	333,793	5,087,500
	2 道路橋梁費	1,082,419	105,440	1,187,859
	3 河川費	207,250	9,586	216,836
	4 都市計画費	2,792,321	218,767	3,011,088
10 教育費		6,332,962	94,975	6,427,937
	1 教育総務費	1,272,812	46,627	1,319,439
	2 小学校費	1,011,036	6,774	1,017,810
	3 中学校費	1,075,796	3,252	1,079,048
	5 社会教育費	923,749	1,274	925,023
	6 保健体育費	1,329,517	37,048	1,366,565
歳 出	合 計	53,634,500	1,074,660	54,709,160

第2表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
8 土木費	2 道路橋梁費	雪寒対策費	59,800

第3表 債務負担行為補正

追加

事項	期間	限度額
田村駅東口駅前広場及び駐車場整備工事	令和5年度から 令和7年度まで	554,000千円
浅井中学校長寿命化改修工事 (追加分)	令和6年度	22,000千円

第4表 地方債補正

変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
道路橋梁整備事業	千円 95,000	普通貸借 又は 証券発行	6.0%以内 (ただし、政府資金及び地方公共団体金融機構資金については、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金及び滋賀県市町振興資金貸付金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は、繰上償還若しくは、低利に借換えすることができる。	千円 122,200	補正前 と同じ	補正前 と同じ	補正前 と同じ
都市計画施設整備事業	146,100				376,800			
学校教育施設整備事業	219,600				237,700			

令和5年度長浜市一般会計  
補正予算（第3号）説明書

歳入

(款) 14 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計
2 総務費国庫補助金	108,682	792,832	901,514
3 民生費国庫補助金	757,045	748	757,793
8 土木費国庫補助金	301,564	154,435	455,999
10 教育費国庫補助金	148,142	16,888	165,030
計	1,702,910	964,903	2,667,813

(款) 15 県支出金

(項) 2 県補助金

目	補正前の額	補正額	計
8 土木費県補助金	83,451	5,793	89,244
計	1,509,503	5,793	1,515,296

(款) 15 県支出金

(項) 3 県委託金

目	補正前の額	補正額	計
10 教育費県委託金	426	2,066	2,492
計	370,084	2,066	372,150

(款) 18 繰入金

(項) 1 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計
2 減債基金繰入金	1,598,780	△133,180	1,465,600
5 教育施設整備基金繰入金	335,564	△34,988	300,576
7 協働でつくる長浜まちづくり基金繰入金	59,910	△3,501	56,409
10 まち・ひと・しごと創生総合戦略推進基金繰入金	41,689	△5,070	36,619
13 デジタル化推進基金繰入金	210,483	12,985	223,468
14 公共施設等総合管理基金繰入金	570,245	△35,400	534,845
計	3,378,397	△199,154	3,179,243

(款) 20 諸収入

(項) 5 雑入

目	補正前の額	補正額	計
5 雑入	1,134,533	25,052	1,159,585



(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 総務管理費補助金	792,832	デジタル田園都市国家構想交付金 39,022 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金 753,810
7 社会福祉費補助金	748	生活困窮者就労準備支援等事業補助金 748
2 道路橋梁費補助金	46,614	社会資本整備総合交付金 46,614
3 河川費補助金	3,793	社会資本整備総合交付金 3,793
4 都市計画費補助金	104,028	社会資本整備総合交付金 104,028
2 中学校費補助金	16,888	学校施設整備費補助金 16,888

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 土木管理費補助金	5,793	丹生水源地域整備事業特別交付金 5,793

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
2 社会教育費委託金	2,066	文化芸術振興事業委託金 1,274 スポーツ振興事業委託金 792

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 減債基金繰入金	△133,180	
1 教育施設整備基金繰入金	△34,988	
1 協働でつくる長浜まちづくり基金繰入金	△3,501	
1 まち・ひと・しごと創生総合戦略推進基金繰入金	△5,070	
1 デジタル化推進基金繰入金	12,985	
1 公共施設等総合管理基金繰入金	△35,400	

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
2 総務費雑入	10,100	自治総合センター助成金 10,100

(款) 20 諸収入  
(項) 5 雑入

目	補正前の額	補正額	計
計	1,134,554	25,052	1,159,606

(款) 21 市債  
(項) 1 市債

目	補正前の額	補正額	計
8 土木債	275,200	257,900	533,100
10 教育債	345,500	18,100	363,600
計	1,222,700	276,000	1,498,700

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
10 教育費雑入	14,952	B & G財団助成金	14,700
		学校体育施設開放事業システム利用料	252

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 道路橋梁整備事業債	27,200	地方道路整備事業債	27,200
3 都市計画施設整備事業債	230,700	街路整備事業債	230,700
1 学校教育施設整備事業債	18,100	中学校整備事業債	18,100

歳出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国県支出金	地方債	その他	
8 企画費	495,124	0	495,124	15,370		△5,070	△10,300
9 地域振興費	167,996	0	167,996	3,150		△1,619	△1,531
12 自治振興費	105,403	10,100	115,503			10,100	
計	4,892,232	10,100	4,902,332	18,520		3,411	△11,831

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国県支出金	地方債	その他	
1 社会福祉総務費	3,312,826	393,700	3,706,526	393,700			
3 しょうがい福祉費	4,359,733	0	4,359,733	6,676			△6,676
4 老人福祉費	2,236,542	0	2,236,542	30,228			△30,228
計	11,013,542	393,700	11,407,242	430,604			△36,904

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国県支出金	地方債	その他	
1 児童福祉総務費	2,860,619	0	2,860,619	7,043			△7,043

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
		□交通対策事業費 財源更正	
		□観音文化振興事業費 財源更正	
		□移住・定住対策事業費 財源更正	
18 負担金、補助 及び交付金	10,100	□まちづくり支援事業費	10,100
		コミュニティ助成事業助成金	10,100

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 報酬	1,434	□非課税世帯等臨時特別給付金給付事業費	393,700
3 職員手当等	279	報酬	1,434
4 共済費	319	職員手当等	279
10 需用費	128	共済費	319
11 役務費	6,900	消耗品費	128
12 委託料	9,640	通信運搬費	4,700
18 負担金、補助 及び交付金	375,000	手数料	2,200
		業務委託料	1,283
		情報システム委託料	8,357
		住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（低所得者世帯支援枠分）	372,000
		住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（家計急変分）	3,000
		□しょうがい者地域生活支援事業費 財源更正	
		□高齢者地域生活支援事業費 財源更正	
		□高齢者福祉事務経費 財源更正	

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
		□子ども・子育て支援事業費 財源更正	
		□放課後児童クラブ運営事業費	

## (款) 3 民生費

## (項) 2 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国県支出金	地方債	その他	
4 保育所費	1,463,035	0	1,463,035	5,047			△5,047
5 認定こども園費	3,616,658	0	3,616,658	10,980			△10,980
計	8,335,423	0	8,335,423	23,070			△23,070

## (款) 3 民生費

## (項) 3 生活保護費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国県支出金	地方債	その他	
1 生活保護総務費	163,600	1,496	165,096	748			748
計	1,725,222	1,496	1,726,718	748			748

## (款) 6 農林水産業費

## (項) 1 農業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国県支出金	地方債	その他	
3 農業振興費	345,503	25,000	370,503	25,000			
計	2,081,756	25,000	2,106,756	25,000			

## (款) 6 農林水産業費

## (項) 2 林業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国県支出金	地方債	その他	
1 林業振興費	167,715	0	167,715	3,661		△1,882	△1,779
計	179,252	0	179,252	3,661		△1,882	△1,779

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
		財源更正	
		<input type="checkbox"/> 保育所運営支援事業費 財源更正	
		<input type="checkbox"/> 保育所管理運営事業費 財源更正	
		<input type="checkbox"/> 認定こども園管理費 財源更正	
		<input type="checkbox"/> 認定こども園運営支援事業費 財源更正	

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
12 委託料	1,496	<input type="checkbox"/> 生活保護費給付事務経費	1,496
		情報システム委託料	1,496

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
18 負担金、補助 及び交付金	25,000	<input type="checkbox"/> 農業経営支援事業費	25,000
		農業用肥料価格高騰対策緊急支援事業補助金	25,000

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
		<input type="checkbox"/> 林業振興対策事業費 財源更正	

(款) 7 商工費  
(項) 1 商工費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国県支出金	地方債	その他	
2 商工業振興費	492,926	200,500	693,426	200,500			
3 観光費	273,467	15,096	288,563	14,500		596	
計	1,007,232	215,596	1,222,828	215,000		596	

(款) 8 土木費  
(項) 2 道路橋梁費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国県支出金	地方債	その他	
2 道路維持費	559,529	59,800	619,329	24,614	11,000		24,186
4 道路新設改良費	273,500	45,640	319,140	22,000	16,200		7,440
計	1,082,419	105,440	1,187,859	46,614	27,200		31,626

(款) 8 土木費  
(項) 3 河川費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国県支出金	地方債	その他	
5 丹生ダム対策費	91,253	9,586	100,839	9,586			
計	207,250	9,586	216,836	9,586			

(款) 8 土木費  
(項) 4 都市計画費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国県支出金	地方債	その他	
6 街路事業費	255,001	218,767	473,768	104,028	230,700	△41,700	△74,261
計	2,792,321	218,767	3,011,088	104,028	230,700	△41,700	△74,261



(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
12 委託料	200,500	□商業振興対策事業費 中小企業等事業者支援委託料	200,500 200,500
12 委託料	15,096	□宿泊・滞在型観光推進事業費 観光MaaSシステム構築業務委託料	15,096 15,096

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
17 備品購入費	59,800	□雪寒対策費 備品購入費	59,800 59,800
11 役務費	540	□補助道路整備事業費	45,640
12 委託料	1,000	手数料	540
14 工事請負費	44,000	整備事業費	45,100
16 公有財産購入費	100		

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
14 工事請負費	9,586	□地域整備事業費 整備事業費	9,586 9,586

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
10 需用費	2	□補助街路整備事業費	218,767
11 役務費	132	消耗品費	2
12 委託料	2,540	手数料	132
14 工事請負費	57,689	整備事業費	218,633
16 公有財産購入費	2,089		
21 補償、補填及び賠償金	156,315		

## (款) 10 教育費

## (項) 1 教育総務費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国県支出金	地方債	その他	
3 教育振興費	329,219	46,627	375,846	46,627			
計	1,272,812	46,627	1,319,439	46,627			

## (款) 10 教育費

## (項) 2 小学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国県支出金	地方債	その他	
2 小学校教育振興費	399,903	6,774	406,677	3,387		3,387	
計	1,011,036	6,774	1,017,810	3,387		3,387	

## (款) 10 教育費

## (項) 3 中学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国県支出金	地方債	その他	
1 中学校管理費	976,570	0	976,570	16,888	18,100	△34,988	
2 中学校教育振興費	99,226	3,252	102,478	1,626		1,626	
計	1,075,796	3,252	1,079,048	18,514	18,100	△33,362	

## (款) 10 教育費

## (項) 5 社会教育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国県支出金	地方債	その他	
2 生涯学習費	208,418	1,274	209,692	1,274			
計	923,749	1,274	925,023	1,274			

## (款) 10 教育費

## (項) 6 保健体育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国県支出金	地方債	その他	
2 体育振興費	65,401	792	66,193	792			
3 体育施設費	174,330	36,256	210,586	7,628		28,628	

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
10 需用費	46,613	□教育指導事務経費	46,627
11 役務費	14	消耗品費	46,613
		通信運搬費	14

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
12 委託料	6,774	□小学校教育備品整備事業費	6,774
		情報システム委託料	6,774

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
		□中学校校舎等維持管理経費 財源更正	
12 委託料	3,252	□中学校教育備品整備事業費	3,252
		情報システム委託料	3,252

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
12 委託料	1,274	□文化芸術活動振興事業費	1,274
		部活動の地域移行推進事業委託料	1,274

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
12 委託料	792	□スポーツ振興対策事業費	792
		地域スポーツクラブ活動体制整備業務委託料	792
12 委託料	15,256	□学校体育施設開放事業費	15,256
14 工事請負費	21,000	スマートロック導入運用業務委託料	15,256

(款) 10 教育費

(項) 6 保健体育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国県支出金	地方債	その他	
4 学校給食費	1,034,868	0	1,034,868	17,709			△17,709
計	1,329,517	37,048	1,366,565	26,129		28,628	△17,709

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
		<input type="checkbox"/> スポーツ施設整備事業費 21,000
		整備事業費 21,000
		<input type="checkbox"/> 学校給食センター管理運営事業費
		財源更正

給 与 費 明 細 書

1 特別職

区分	職員数 (人)	給与費							共済費 (千円)	合計 (千円)	備考	
		報酬 (千円)	給料 (千円)	期末 手当 (千円)	支給率 (月分)	地域 手当 (千円)	その他 の 手当 (千円)	計 (千円)				
補正後	長 等	3		28,200	9,306	3.30		24	37,530	7,032	44,562	
	議 員	22	99,120		32,214	3.30			131,334	31,056	162,390	
	その他の特別職	1,378	71,271						71,271		71,271	
	計	1,403	170,391	28,200	41,520			24	240,135	38,088	278,223	
補正前	長 等	3		28,200	9,306	3.35		24	37,530	7,032	44,562	
	議 員	22	99,120		32,214	3.35			131,334	31,056	162,390	
	その他の特別職	1,378	71,271						71,271		71,271	
	計	1,403	170,391	28,200	41,520			24	240,135	38,088	278,223	
比 較	長 等											
	議 員											
	その他の特別職											
	計											

2 一般職

(1) 総括

(単位:千円)

区分	職員数 (人)	給与費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
補正後	1,353 (955)	1,085,218	4,501,240	2,952,720	8,539,178	1,606,707	10,145,885	
補正前	1,353 (954)	1,083,784	4,501,240	2,952,441	8,537,465	1,606,388	10,143,853	
比 較	(1)	1,434		279	1,713	319	2,032	

(手当の内訳)

区分	扶養手当	通勤手当	住居手当	管理職 手当	管理職 特別勤務 手当	時間外、 休日勤務 手当	特殊勤務 手当	期末手当	勤勉手当	地域手当	初任給調 整手当	その他 手当	退職手当
補正後	99,916	83,249	36,441	191,660	2,332	327,329	1,968	1,166,515	650,143	136,458		17,922	238,787
補正前	99,916	83,193	36,441	191,660	2,332	327,329	1,968	1,166,292	650,143	136,458		17,922	238,787
比 較		56						223					

※( )内は、再任用短時間職員及び週の所定労働時間が38時間45分未満の会計年度任用職員を外書。

※職員手当には児童手当を含まない。その他手当は単身赴任手当、宿日直手当、選挙手当、除雪手当及び統計手当をいう。

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位:千円)

区分	職員数 (人)	給与費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
補正後	989 (9)		3,585,501	2,489,691	6,075,192	1,196,336	7,271,528	
補正前	989 (9)		3,585,501	2,489,691	6,075,192	1,196,336	7,271,528	
比 較	(0)							

(手当の内訳)

区分	扶養手当	通勤手当	住居手当	管理職 手当	管理職 特別勤務 手当	時間外、 休日勤務 手当	特殊勤務 手当	期末手当	勤勉手当	地域手当	初任給調 整手当	その他 手当	退職手当
補正後	99,916	61,387	36,441	191,660	2,332	283,361	1,680	815,603	650,143	110,768		17,400	219,000
補正前	99,916	61,387	36,441	191,660	2,332	283,361	1,680	815,603	650,143	110,768		17,400	219,000
比 較													

※この表は、給料をもって支弁される会計年度任用職員以外の一般職の職員について記載。

※( )内は、再任用短時間職員を外書。

※職員手当には児童手当を含まない。その他手当は単身赴任手当、宿日直手当、選挙手当、除雪手当及び統計手当をいう。

イ 会計年度任用職員

(単位:千円)

区分	職員数 (人)	給与費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
補正後	364 (946)	1,085,218	915,739	463,029	2,463,986	410,371	2,874,357	
補正前	364 (945)	1,083,784	915,739	462,750	2,462,273	410,052	2,872,325	
比較	(1)	1,434		279	1,713	319	2,032	

(手当の内訳)

区分	扶養手当	通勤手当	住居手当	管理職 手当	管理職 特別勤務 手当	時間外、 休日 勤務手当	特殊勤務 手当	期末手当	勤勉手当	地域手当	初任給調 整手当	その他 手当	退職手当
補正後		21,862				43,968	288	350,912		25,690		522	19,787
補正前		21,806				43,968	288	350,689		25,690		522	19,787
比較		56						223					

※この表は、報酬又は給料をもって支弁される会計年度任用職員について記載。

※( )内は、週の所定労働時間が38時間45分未満の会計年度任用職員を外書。

※職員手当には児童手当を含まない。その他手当は単身赴任手当、宿日直手当、選挙手当、除雪手当及び統計手当をいう。

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位:千円)

区分	増減額	増減事由別内訳	説明	備考
給料		1.給与改定に伴う増減分		
		2.昇給に伴う増加分		
		3.その他の増減分		
職員手当	279	1.制度改正に伴う増減分		
		2.その他の増減分	279	

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

(単位:円)

区分	行政職	教育職	幼児 教育職	技能 労務職	医療職 (1)	医療職 (2)	医療職 (3)	再任用
令和5年 4月1日 現在	平均給料月額	323,116	388,125	291,689	303,300			229,742
	平均給与月額	414,529	495,176	343,485	373,359			254,684
	平均年齢(歳)	42歳5月	44歳10月	37歳4月	53歳1月			61歳10月

イ 初任給

(単位:円)

区分	行政職	幼児教育職	技能労務職	医療職(2)	医療職(3)
高校卒(初級)	158,900	-	158,900		-
短大卒(中級)	169,800	179,700	-	187,700	218,600
大学卒(上級)	191,700	194,500	-	197,800	224,100

区分	国の制度				
	行政職	幼児教育職	技能労務職	医療職(2)	医療職(3)
高校卒(初級)	154,600	-	151,900		-
短大卒(中級)	-	-	-	181,100	204,900
大学卒(上級)	総合職 198,500 一般職 185,200	-	-	191,500	216,000

ウ 級別職員数

区分	行政職			教育職			幼児教育職			技能労務職		
	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)
令和5年4月1日 現在	1	67	10.5	1			1	49	17.8	1		
	2	47	7.4	2	19	67.9	2	70	25.3	2	4	26.7
	3	121	19.0	3	6	21.4	3	49	17.8	3		
	4	153	24.0	4	3	10.7	4	62	22.5	4	11	73.3
	5	155	24.2				5	26	9.4			
	6	57	8.9				6	20	7.2			
	7	38	6.0				7					
	計	638	100	計	28	100	計	276	100	計	15	100

区分	医療職(1)			医療職(2)			医療職(3)			再任用		
	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)
令和5年4月1日 現在	1			1			1			1	5	15.6
	2			2			2			2	11	34.4
	3			3			3			3	9	28.1
	4			4			4			4		
				5			5			5	5	15.6
				6			6			6	2	6.3
				7						7		
	計			計			計			計	32	100

(級別の標準的な職務内容)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
行政職	主事	主事	主査	係長 主幹	課長代理 副参事	課長 参事	部長 次長
教育職	教諭	係長 主幹	課長 参事 課長代理 副参事	課長 (校長待遇)			
幼児教育職	主事 保育士 幼稚園教諭 保育教諭	主事 保育士 幼稚園教諭 保育教諭	主査 保育士 幼稚園教諭 保育教諭	係長 主幹 主幹保育士 主幹教諭 主幹保育教諭	課長代理 副参事 副園長	課長 参事 園長	部長 次長 園長
技能労務職	技能職 労務職	技能職 労務職	技能職	技能職			
医療職(1)	診療所で医療 業務を行う医師	診療所で相当 高度の知識、 経験に基づき 困難な医療業 務を行う医師	診療所で高度 の知識、経験に 基づき困難な 医療業務を行う 医師	診療所できわ めて高度の知 識、経験に基 づく困難な医 療業務を行う 医師			
医療職(2)	技師	薬剤師、相当 高度な業務を 行う技師	主査、相当高 度な業務を行 う薬剤師、高 度な業務を行 う技師	係長 主幹	課長代理 副参事	課長 参事	部長 次長
医療職(3)	准看護師	看護師	主査、相当高 度な業務を行 う看護師	係長 主幹	課長 参事 課長代理 副参事	部長 次長	



エ 期末手当・勤勉手当

区分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備考
	6月(月分)	12月(月分)			
令和5年度	2.200	2.200	4.400	有	
国の制度	2.200	2.200	4.400	有	

オ 定年退職及び応募認定退職にかかる退職手当(令和5年4月1日現在)

区分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等	備考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 2%~45%加算	
国の制度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 2%~45%加算	

カ 地域手当

支給対象地域	市内全地域
支給率	3%
支給対象職員	市内全地域
国の指定基準に基づく支給率	3%

キ 特殊勤務手当

区分	全職種	代表的な職種						
		行政職	教育職	幼児 教育職	技能 労務職	医療職 (1)	医療職 (2)	医療職 (3)
給料総額に対する比率(%)	0.03	0.05	-	-	0.06	-	-	-
支給対象職員の比率(%) (令和5年4月1日現在)	6.72	10.19	-	-	11.76	-	-	-
代表的な 特殊勤務手当の名称	工事現場監督等従事手当、福祉事務従事手当、市税等滞納処分従事手当							

ク その他の手当

扶養手当、住居手当、通勤手当	国の制度との異同
	国に同じ

債務負担行為で令和6年度以降にわたるものについての令和4年度末までの支出額  
又は支出額の見込み、及び令和5年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位：千円)

事 項	限 度 額	令和4年度末までの 支 出 ( 見 込 ) 額		令和5年度以降の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源
						国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
田村駅東口駅前広場及び駐車場整備 工事	554,000			令和5年度から 令和7年度まで	554,000	109,630	422,100		22,270
浅井中学校長寿命化改修工事 (追加分)	22,000			令和6年度	22,000			22,000	0

長浜市税条例の一部改正について

長浜市税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 6 月 5 日提出

長浜市長 浅見 宣義

## 長浜市税条例の一部を改正する条例

長浜市税条例（平成18年長浜市条例第71号）の一部を次のように改正する。

第34条の9第2項中「又は」の次に「当該控除することができなかつた金額のうち法第314条の9第2項後段に規定する還付をすべき金額により」を加え、「の同項の」を「の前項の」に、「若しくは市民税に充当し」を「、個人の市民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し」に、「に充てる」を「を納付し、若しくは納入する」に改める。

第36条の3の2第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第2項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「第1項及び前項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を給与支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を經由して提出した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書（その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を經由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書）に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の2第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出することができる。

第38条の見出し中「方法」を「方法等」に改め、同条第1項中「によって」を「により」に改め、同条に次の1項を加える。

3 森林環境税は、当該個人の市民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。

第41条中「及び」を「、個人の」に、「の合算額」を「及び森林環境税額の合算額」に、「によって」を「により」に改める。

第44条第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「均等割額」の次に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第5項において同じ。）」を加え、同条第2項中「においては」を「には」に、「によって」を「により」に改め、同条第3項、第5項及び第6項中「によって」を「により」に改める。

第47条第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「通知によって」を「通知により」に、「第17条の2の規定によって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充てる」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第47条の2第1項中「によって徴収することが」を「により徴収することが」に、「である場合においては」を「である場合には」に改め、「及び均等割額」の次に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第47条の5において同じ。）」を加え、「によって徴収する場合においては」を「により徴収する場合には」に、

「によって徴収する。」を「により徴収する。」に改め、同項第2号及び同条第2項中「によって」を「により」に改める。

第47条の6第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「方法によって」を「方法により」に、「第17条の2の規定によって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充てる」を「を納付し、又は納入することを委託したもの」とみなす」に改める。

第54条の3第1項中「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条の地方公共団体等を定める省令」を「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令」に改める。

第82条第1号エ中「及び」を「、」に改め、「3輪のもの」の次に「及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車」を加える。

附則第15条の2の2第4項及び第16条の2第3項中「100分の10」を「100分の35」に改める。

#### 附 則

##### （施行期日）

第1条 この条例は、令和5年7月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第34条の9第2項並びに第38条の見出し及び同条第1項の改正規定、同条に1項を加える改正規定並びに第41条、第44条、第47条、第47条の2及び第47条の6の改正規定並びに附則第15条の2の2第4項及び第16条の2第3項の改正規定並びに次条第1項並びに附則第3条第1項の規定（この条例による改正後の長浜市税条例（以下「新条例」という。）附則第16条の2第3項に係る部分に限る。）及び第2項の規定 令和6年1月1日

(2) 第36条の3の2の改正規定及び次条第2項の規定 令和7年1月1日  
（市民税に関する経過措置）

第2条 前条第1号に掲げる規定による改正後の長浜市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第36条の3の2第2項の規定は、令和7年1月1日以後に支払を受けるべき長浜市税条例第36条の3の2第1項に規定する給与（以下この項において「給与」という。）について提出する同条第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。

##### （軽自動車税に関する経過措置）

第3条 新条例第82条第1号エ及び附則第16条の2第3項の規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

2 新条例附則第15条の2の2第4項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

長浜市印鑑条例の一部改正について

長浜市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年6月5日提出

長浜市長 浅見 宣義

長浜市印鑑条例の一部を改正する条例

長浜市印鑑条例（平成18年長浜市条例第77号）の一部を次のように改正する。

第14条に見出しとして「（個人番号カード等を利用した印鑑登録証明書の交付）」を付し、同条中「規定する個人番号カード」の次に「（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。）」を、「をいう。）」の次に「又は移動端末設備（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備であって電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

長浜市農業集落排水処理施設条例の一部改正について

長浜市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年6月5日提出

長浜市長 浅見 宣義

長浜市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例

長浜市農業集落排水処理施設条例（平成18年長浜市条例第135号）の一部を次のように改正する。

別表下八木地区農業集落排水処理施設の項及び早崎地区農業集落排水処理施設の項を削る。

附 則

この条例は、令和5年9月1日から施行する。



長浜市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について

長浜市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年6月5日提出

長浜市長 浅見 宣義

長浜市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

長浜市病院事業の設置等に関する条例（平成18年長浜市条例第209号）の一部を次のように改正する。

第6条第4項及び別表第1中「10円未満」を「1円未満」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第6条第4項及び別表第1の規定は、この条例の施行の日以後に徴収すべき事由が生じた消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項の規定により消費税を課されないこととなる診療費その他の使用料等以外の診療費その他の使用料等（以下この項において「課税対象となる使用料等」という。）について適用し、同日前に徴収すべき事由が生じた課税対象となる使用料等については、なお従前の例による。